

東広島市物品調達等及び委託役務に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容
の公表に関する要領

東広島市物品調達等及び委託役務に係る入札の参加資格及び契約の内容の公表に関する要領（平成２１年４月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要領は、市が発注する物品調達等（東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成２１年東広島市訓令第１号）第２条第１号に規定する物品調達等をいう。以下同じ。）及び委託役務（同条第４号に規定する委託役務をいう。以下同じ。）に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格の公表）

第２条 物品調達等及び委託役務の入札に関し、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項に規定する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格

（２） 前号の資格を有する者の名簿

２ 前項第２号の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（１） 登録番号

（２） 商号又は名称

（３） 所在地

（４） 電話番号

（５） 登録を受けた種目又は業種

３ 第１項の規定による公表は、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

４ 前項の規定による公衆の閲覧は、総務部契約課に閲覧所を設けるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

（入札及び契約の過程の公表）

第３条 市長は、物品調達等及び委託役務に係る入札（各所属からの依頼に基づき契約課で契約事務を行うもの（以下「契約課契約」という。）に限る。以下この条において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

（１） 入札の件名

（２） 納入、履行又は就業の場所

（３） 入札の方法

（４） 入札年月日（入札の期間を定めたときなど入札の日と開札の日が異なる場合は、開札年月日）

- (5) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - (6) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
 - (7) 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - (8) 入札を無効としたときは、その理由
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、物品調達等及び委託役務に関し、具体的な課題に対する技術若しくは工夫に係る提案をした者の中から、審査の結果、最も適切な提案をした者を選定し、又は提案した条件に適合し、最も優れた提案をした者を選定したときは、遅滞なく（市長が必要と認める場合においては、当該契約を締結した後遅滞なく）、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 提案を受ける者を指名した場合においては、指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
 - (2) 提案を受ける者を公募した場合においては、選定の手続に係る次に掲げる事項
 - ア 参加表明書を提出した者の商号又は名称
 - イ 選定の有無
 - ウ 選定されなかった者については、その理由
 - (3) 特定の手続に係る次に掲げる事項
 - ア 技術提案書を提出した者の商号又は名称
 - イ 特定の有無
 - ウ 特定しなかった者については、その理由
 - エ 評価の結果
- 3 市長は、物品調達等及び委託役務の入札に係る落札者を決定したときは、第1項各号に掲げる事項に加え、東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号）第17条第1項第6号から第8号までに掲げる事項を公表するものとする。
- 4 市長は、物品調達等及び委託役務に係る入札を行った場合において落札者となるべき者がなかったとき又は再度の入札を行った場合において当該入札を中止したときは、その事実及び第1項各号に掲げる事項を公表するものとする。
- 5 市長は、物品調達等及び委託役務に係る入札を中止したとき（再度の入札を行った場合において当該入札を中止したときを除く。）は、遅滞なく、その事実を公表するものとする。
- 6 前各項の規定による公表は、当該事実のあった日の翌日から1年を経過する日の属する

年度の末日までの間、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

7 第2条第4項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

(随意契約に係る見積書の徴取の過程の公表)

第4条 市長は、物品調達等及び委託役務の随意契約に係る見積書の徴取（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に掲げる契約を除き、契約課契約のうち、その予定価格が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額に該当するものに限る。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 見積の件名

(2) 納入、履行又は就業の場所

(3) 見積書の提出期限

(4) 見積書を提出した者の商号又は名称及び見積金額

(5) 見積を無効としたときは、その理由

(6) 見積書を提出しなかった者の商号又は名称（見積書を徴取すべき者を選定した場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による公表は、当該事実のあった日の翌日から1年を経過する日の属する年度の末日までの間、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3 第2条第4項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

(契約の内容の公表)

第5条 市長は、第3条第1項の入札及び前条第1項の見積書の徴取において、契約（変更の契約を含む。）を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 物品調達等及び委託役務の名称並びに納入、履行又は就業の場所

(3) 物品調達等及び委託役務の履行又は就業を開始し、及び終了すべき時期

(4) 契約金額

(5) 契約を締結した日

(6) 契約の種類

(7) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(契約課契約を除く契約過程等の公表)

第6条 第3条（第6項及び第7項を除く。）及び第4条（第1項に限る。）の規定は、契約課契約を除く各所属が行う物品調達等及び委託役務の入札及び契約の過程の公表並びに物品調達等及び委託役務の随意契約に係る見積書の徴取の過程の公表について準用する。

2 前項の規定による公表は、当該事実のあった日の翌日から1年を経過する日の属する年

度の末日までの間、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

- 3 前項の規定による公衆の閲覧は、入札又は随意契約に係る見積の徴取を行った所属に閲覧所を設ける方法により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市物品調達等及び委託役務に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要領の規定は、令和6年度分の公表について適用し、令和5年度分までの公表については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

契約の種類	予定価格
製造の請負	30万円を超えるもの
財産の買入れ	30万円を超えるもの
物件の借入れ	10万円以上のもの
その他（財産の売払い及び物件の貸付けを除く。）	50万円を超えるもの